

戦時下の京都師範学校の教育 — 1945（昭和20）年における学校長作成文書を資料として —

村上 登司文

The Education of the Kyoto Normal School in the Wartime:
Analysis of the Principal's Documents in 1945

Toshifumi MURAKAMI

Accepted December 1, 2010

抄録 : 1945 年前後に作成された公的文書を綴ったものが、2009 年に京都教育大学事務局で発見された。1945 年はアジア太平洋戦争の終結期で、軍国主義的傾向が最大限に強まった年であり、同時にそれが停止した年である。本稿は、保存されていた資料を元に、皇国主義思想を持つ京都師範学校の長岡弥一郎校長の言説を振り返り、京都師範学校の教育について考察する。戦時下では軍国主義教育に疑問を呈するのは許されておらず、師範学校は皇国教育の先鋒としての役割を与えられていた。敗戦後、長岡校長は戦前の皇国主義的な言動を理由に、師範教育の職にあることが GHQ により不適格とされ退けられた。

検索語 : 京都師範学校, 皇国主義教育, 軍国主義教育, 長岡弥一郎, 平和教育

Summary : The school documents which had been written in around 1945 were discovered in the secretariat division of the Kyoto University of Education in 2009. The year 1945 was the end of the Asian Pacific War, and was the time when Japanese militarism became strong to its maximum, and when it stopped after the war. This paper considers the discourse of the principal Nagaoka who was the principle of the Kyoto Normal School, and considers the education of the school analyzing the discovered documents. The doubt to the militarism education was not permitted in the wartime, and normal schools played the role as the van of imperialism education. After Japan was defeated, principal Nagaoka was excluded from the work of teacher training by GHQ because of his speech and behavior as an ultra nationalist in prewar years.

Key Words : Kyoto Normal School, education for Japanese empire, militaristic education, Yaichiro Nagaoka, peace education

1. はじめに

現在では平和主義を基本原則とする日本国憲法の下で教育が行われ、学校においても「平和のための教育」の実践が目指されている。戦後 65 年が経過し、小中高の学校現場では戦争を体験した教員は定年退職でいなくなった。過去の第二次世界大戦において、日本はアジア太平洋地域で侵略戦争を行い、同時に国民に悲惨な戦争被害をもたらした。原爆被爆体験や空襲体験などの戦争被害は、小中高において社会や国語の授業で子ども達に教えられている。修学旅行で、広島・長崎や沖縄に行く学校も多く、原爆被害や沖縄地上戦の実態を子ども達は学んでいる。それでは教員養成大学の学生達にとって、過去の戦争について何が教育課題または学習課題（教えたいことまたは学びたいこと）になるのだろうか。

1943 年に師範教育令が改正され、京都府師範学校と京都府女子師範学校が一体となって、官立京都師範学校が発足し、それぞれ京都師範学校の男子部、女子部となる。敗戦後の 1949 年に、京都師範学校、京都青年師範学校が一体となって大学に昇格し、京都学芸大学となった。1966 年に京都学芸大学は京都教育大学に名称が改められた。現在の京都教育大学で学ぶ学生にとって、その前身である京都師範学校で、戦時下になどのような教育が行われたかは、過去の戦争について学ぶ上で最も「身近な題材」であるといえよう。

日本が行った戦争を侵略戦争と規定することが現在では一般的であるが、悪いと評価される戦争であれば、なぜ当時の人々がそれに反対できなかったのかは、戦後多くの人々が繰り返し問うてきた疑問である。民主主義社会が戦後 65 年間続いた今の時点で、日本の過去の戦争が侵略戦争であり、戦前の師範教育は誤った戦争遂行に加担したと批判することは簡単である。しかし、日中戦争から太平洋戦争に続く戦時下では、政府や軍部を直接批判することは命がけであり、多くの国民は批判することを考えさえしなかったといえよう。当時の教育者のほとんどが時流に流されて何も反対できなかったが、師範教育の現場で何が起こっていたかを知ることは、戦争と教育の関係を知る上で必要不可欠である。

本稿の主要な参考資料として、京都教育大学の事務局で保存されていた資料を、文献史料として用いる。『京都教育大学 120 年史』において、「1945 年」前後の京都師範学校内の具体的実態についてはその様子が述べられておらず未知であった。終戦の年である 1945 年前後に作成された 2・3 年分の公的文書が綴られたものが 2009 年に事務局で発見された¹⁾。今回分析した資料が保存されていた理由は、まず京都師範学校が戦災に遭わなかったことである²⁾。戦後京都学芸大学に昇格し、1957 年にキャンパスが伏見区深草藤森町に移転する時などに処分されなかったこと。保存義務はなかったので、キャンパス移転以外にも廃棄処分になるおそれが幾度もあったと思われるが、貴重資料と認識されていたので、事務局に大切に保存されていたのであろう。

保存文書は 3 綴りあり、①学校長直筆の草稿と一緒に学校長令達が保存されている。学校長令達が第 3 号から第 30 号まで 1 通を欠いたのみで（欠番は第 25 号、直筆の原稿があるのは全体の一部）、合計 27 通が保存されていた。その日付は、終戦を挟んだ昭和 20 年 4 月 9 日付けから昭和 21 年 5 月 2 日付けまでである。昭和 20 年に開催された儀式の式辞または祭詞が 6 部保存されていた。以下の記述では、令達や祭詞等の日付は元号を用いる。②文部省からの重要通牒が綴じられており、それらの多くは、ペン字で筆写され、勅令、要項、指針、照会書などが綴られている。③会計課の書類では領収書等があり、戦死者の氏名、見舞い金額などがわかる³⁾。上記保存文書のリストを、参考に資するため

論文末に付属資料として掲載する。

保存されていた文書類の特色として、終戦前後の師範教育現場の状況を、学校長の視点から知ることができる有用な史料である。つまり、第一に敗戦の1945年における師範学校長の指示内容または訓示内容を時系列的にたどることができる。第二に、その分析を通して、師範学校長が敗戦後の教育変化をどのように受け止めていたかを知ることができる。

他方、戦時中に群馬師範学校の生徒であった柳井久雄（1942年度から1948年度に在籍）は、学校内部の生徒の視点から、群馬師範学校の教育と生活について、できるだけ客観的に詳しく書いている（柳井1999）。これは、戦時下の師範学校生徒の様子を知るために不可欠の文献といえよう。ただし、師範学校長の言説の史料を用いて、戦時下の師範教育を分析・記述した論文・著作については、管見に見当たらない。

本稿では、京都教育大学に保存されていた資料を元にして、軍国主義的傾向を最大限に強め、同時にそれが停止した1945年に、天皇を中心とした皇国主義に思想基盤を持った京都師範学校の学校長がどのような言説を用いたのかについて論述する。

2. 戦時下の京都師範学校

(1) 戦前の皇国思想

皇国思想の啓蒙で用いられる特有の用語が、当時どのような論理で使用され、天皇制イデオロギーの「教化」の方法として学校教育で用いられていたのであろうか。もちろん、戦前の教師においては自分達が子ども達を教化・洗脳していたとの認識はなく、「正しく」教えていると考えていた。本段落における以下の<>内は、天皇制イデオロギー特有の用語を示す。<肇国神話>によれば、日本は<万世一系の皇統>を有する<皇国>であり、元寇の時の神風、日清と日露戦争の勝利の歴史が示すように<天壤無窮の皇運>を持つ。今上天皇は<皇祖皇宗の遺訓>によりて統治し、明治憲法は<統治の洪範>を示すものである。教育は子ども達に<国体明徴>を示すものでなければならない。日本の軍隊は天皇直属の皇軍であり、軍人は<国体の精華>として現れる。日本が軍事大国となったので、アジア諸国は<八紘一宇>として、神国日本を中心にまとめ、日本は<天業恢弘>するのがその使命である。

丸山真男の「超国家主義の論理と心理」（1946年の論文）によれば、戦前の日本の支配構造において、精神的権威（＝神格化された天皇）と政治的権力が合体していた。そこでは、権力者が権威を持つが故に権力者が行うことはすべて正しいという論理が生じる。権力者に対する批判は許されないので、支配層にとっては都合のよい論理である。それゆえ、官僚、警察、軍、財閥などの支配層は、自己の利益を天皇のそれと同一化し、自己の反対者を直ちに天皇に対する有害者と看做す傾向が生じた（丸山2007, 29頁）。教育においては、天皇から臣民にいただいた教育勅語通りに教育することが求められた。教育勅語は国家が倫理的主体として価値内容を独占的に決定することができるという公然たる宣言といえよう。教師としてのプライドは、究極的価値への直属性の意識に基づいている（丸山2007, 24-29頁を参照）。戦前の師範学校は皇国主義の教育方針を挙げて、国家のための「聖職」に携わる教師の養成に集中していたといわれる。次に、京都師範学校を例としてその実態を見ていく。

(2) 戦時中の教育の動向

京都師範学校も戦争のうねりの中に巻き込まれ、戦争を積極的に推進するようになっていく。当時の師範学校においては、軍国主義教育に疑問を呈するのは許されておらず、皇国教育の先鋒としての役割を与えられていた。

京都師範学校の校長

1937年7月7日に盧溝橋事件で始まった日中戦争は、1941年12月8日にアジア太平洋戦争に拡大し、1945年8月15日に日本の敗戦により終結する。この間京都府師範学校の校長に就任した校長達は、戦時下の教育状況の急変にどのように対応したのであるか。それまで府立であった京都府師範学校・同女子師範学校は、1943年4月1日より、一体となって官立の京都師範学校となって、男子部と女子部に分かれた。その男子部は京都市北区小山南大野町（現附属京都小中学校の所在地）、同女子部は京都市伏見区桃山町（現附属桃山小学校・中学校の所在地）にあった。表1は、戦時下の京都府師範学校と、官立の京都師範学校の4名の校長の在任期間を示したものである。

表1 戦時下における京都（府）師範学校の校長

赴任と退任時期	在任期間	校長名
1932.3（昭7）－1938.4	6年間	三國谷三四郎 ⁽¹⁾
1938.4（昭13）－1942.3	5年間	立川伊三郎
1943.3（昭18）－1945.1	2年弱	北川久五郎 ⁽²⁾
1945.1（昭20）－1946.11	2年弱	長岡弥一郎 ⁽³⁾

- 注 (1) 兵庫県学務部学務課長を経て着任し、東京府青山師範学校長に転出する。
 (2) 三重県師範学校長から着任する。
 (3) 福島師範学校長から着任する。
 (4) 上表は村上が作成した。

日中戦争開始後

1931年の満州事変以降、日本は軍事体制へ傾斜していく。1937年に日中戦争が始まると挙国一致体制化が進行し、その中で文部省による教育統制にいかに協力すべきか、京都府師範学校長の三國谷三四郎校長はその方策を模索した。三國谷校長の年次を追う卒業生への訓示は、当時の日本の思想的変調（大政翼賛的な変質）と呼応するものであった、とされる（『京都教育大学 120 年史』283-285 頁：以下『120 年史』と略す）。

戦時下の教育は、国体を堅持して軍事体制へ国民を動員しようとした。学校生活の一切が軍隊的な規則と生活、特定の思想にがんじがらめにされて国民的精神を身につけることに学校教育は集中していた（『120 年史』287-290 頁）。1935 年頃から、皇国主義による教学刷新運動の波の中で、国民教化を主眼とする国家主義的国民教育への要求から、初等教育機関の名称として国民学校が適当とされた。そうした事情の下で、1941 年に国民学校令が出され、その第 1 条は「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ目的トス」と国民学校の目的を規定した。1941 年 4 月から、全国の小学校は国民学校という名称に変更される。

太平洋戦争開始後

1941 年 12 月に日本がハワイの真珠湾を攻撃することにより太平洋戦争が始まる。1943 年 3 月に改訂された新しい師範教育令は、その第 1 条において、「師範学校ハ皇国ノ道ニ則リテ国民学校教員タルベキノ者ノ錬成ヲ為スヲ以テ目的トス（下線は筆者）」と師範学校の目的を定めている。

戦局が悪化する中で、学徒動員（1943 年 6 月より）へと拡大し、学校の校門はそのまま軍隊の営門に続いている状況となった。1943 年 9 月に繰り上げ卒業した京都師範学校男子部の学生 132 名の約半数、60 名（卒業生の 45%になる⁴⁾）がそのまま軍隊に入隊したことからも、戦局の厳しさがわかる（『120 年史』333 頁）。

軍隊組織の名称をそのまま用いた大隊・中隊・小隊・分隊によって構成される学校報国隊は、全校的な軍事的訓練を行う組織であり、全教職員・生徒を軍隊的統制と規律のもとに置こうとする組織であった。それはまた、集団勤労作業を行うための組織でもあった。

1944 年 2 月には「決戦非常措置要綱」の閣議決定があり、中等学校以上の学生・生徒は一年を通じて常時勤労そのほかの非常任務に出動し、やがて予想される有事即応の態勢について万全の備えをなすこととなった。他方においては学校施設の工場化を推進し、さらに必要に応じて軍用非常倉庫用・非常病院用・避難住宅用その他緊急の用途に学校を転用するなど、学校教育はすべてをあげて決戦の体制を整えた。遂に 1945 年 3 月 18 日には「決戦教育措置要綱」の閣議決定によって、国民学校初等科を除き学校における授業は 1945 年 4 月 1 日から 1946 年 3 月 30 日に至るまで原則としてこれを停止することになる。

1945 年 5 月 22 日、最終段階の勅令「戦時教育令」が交付された。それには、「第一条 学徒ハ^{じんちゅう}尽忠^{そうけん}以テ国運ヲ雙肩ニ担ヒ戦時ニ緊切ナル要務ニ挺身シ平素鍛錬セル教育ノ成果ヲ遺憾ナク發揮スルト共ニ^{りき}智能ノ錬磨ニカムルヲ以テ本分トスベシ」とある。これによって学校は最後の決戦段階に突入することとなった。「これはまさに学校の教育的玉砕と見るべきであろう」（『学制 100 年史』595 頁）。

京都師範学校においても、校内の人数の減少（学徒勤労働員、学業短縮で学徒出陣、教職員の徴兵、学童疎開）、授業 1 年間停止、校地の畑への転用、教育内容の変質（軍事教練、防災訓練の増加）、教育方法の変化（軍隊式の採用）などにより、師範学校が教育の府でなくなっていく。師範学校としての本来の教育機能を果たすことが難しくなり、1945 年 8 月 15 日の敗戦に向けて「教育崩壊の過程を辿る。」（『120 年史』332 頁）

3. 長岡弥一郎校長の言説

(1) 教育方針の徹底

1943 年に師範教育令が改正され、1943 年 4 月 1 日に官立京都師範学校が発足する。第二次世界大戦最後の年の 1945 年 1 月に、長岡弥一郎が官立京都師範学校長として着任した。長岡校長の略歴を述べれば、1892（明治 25）年 3 月生まれで、東京帝国大学国文学科を卒業している。山形中学校教諭を経て、1921 年に陸軍士官学校（予科）の教授となり 3 年間を過ごす。1924 年 3 月に山形高等学校教授となる。その後 1938 年に文部省督学官、そして同教学官となる⁵⁾。1943 年 4 月に全国の師範学校校長の最若年者として福島師範学校長に任命されたことから、文部省内のエリートであったことが分か

表 2 戦時下の京都師範学校の関連年表

京都師範学校関係	関連事項
1876.6.2（明 9）京都府師範学校の創立。 1908.4（明 41）師範学校女子部が京都府女子師範学校として独立。 1932.3（昭 7）三國谷校長が着任する。 1935（昭 10）女子師範学校、同附属小学校が伏見区桃山に移転。 1943.4.1（昭 18）官立の京都師範学校の発足。	1925.4（大 14）「陸軍現役将校学校配属令」による学校教練が始まる。 1937.7.7（昭 12）日中戦争の開始。 1941.4（昭 16）小学校は国民学校に改称、教科を統合再編成した。 1941.12.8（昭 16）太平洋戦争の開始。 1943.3.6（昭 18）師範教育令の改正 1943.6（昭 18）「学徒戦時動員体制確立要綱」を閣議決定。 1943.12（昭 18）学徒出陣で入隊が始まる。 1944.2（昭 19）「決戦非常措置要綱」を閣議決定。
1945（昭20） 1 長岡弥一郎校長が着任。 3.17 女子部第 2 回卒業式（校長式辞あり）。 3.17 傷痍軍人国民学校訓導京都養成所第 6 回開所記念式式辞（校長式辞あり）。 3.25 京都師範女子部附属国民学校の学童疎開が始まる。 4.9 長岡学校長令達の第 3 号を発令（第 3 号（昭 20.4.9）～第 30 号（昭 21.5.2））。 5.9 学徒隊結成式（校長式辞あり）。 5.17 名古屋空襲で京都師範学校の動員生徒の 1 名が死亡。 5.24 故西村修三生徒校葬（名古屋空襲による）（校長弔辞あり）。 7.29 舞鶴空襲で京都師範学校の動員学徒の 9 名が死亡。 8.8 舞鶴海軍工廠に於ける戦死者密葬式。 8.15 日本敗戦 9.8 舞鶴海軍工廠に於ける戦死者慰霊祭（校長祭詞あり）。 9.22 京都師範学校・京都青年師範学校・傷痍軍人国民学校訓導京都養成所の修了式（校長式辞あり）。 10 京都師範女子部附属国民学校の学童疎開が終了。 11.29 英霊遷座祭（京都師範学校・京都青年師範学校・傷痍軍人国民学校訓導京都養成所の出身の戦没者）（校長祭詞あり）。	1945（昭20） 3.10 東京大空襲。 3.18 「決戦教育措置要綱」を閣議決定（国民学校初等科以外の授業を 4 月から 1 年間停止）。 5.22 勅令「戦時教育令」の公布。 6.23 国民義勇兵役法公布、15～60 歳の男子、17～40 歳の女子を国民義勇戦闘隊に編成。 7.26 ポツダム宣言発表。 8.6 広島に原爆投下。 8.8 ソ連が対日参戦。 8.9 長崎に原爆投下。 8.15 日本敗戦 8.17 学徒動員を解除する通達（農業運輸通信従事者を除く）。 9.15 文部省「新日本建設の教育方針」。 9.17 GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）を東京に移転。 9.26 文部省、学校報国団を自治的校友会に再編するように通牒。 10.22 GHQ が軍国主義的及び超国家主義的イデオロギーの普及の禁止を指令。 10.30 GHQ が教育関係の軍国主義者・超国家主義者の追放を指令。 12.15 GHQ が学校教育から神道主義の排除を指令。 12.31 修身、日本歴史及び地理の授業停止を指令。
1946.1.1（昭 21）新年の年賀式（校長式辞あり）。	

る。その2年後の1945年1月に京都師範学校長として赴任し京都青年師範学校長も兼ねる。

日本が戦争に負け、長岡は戦後はGHQの教員適格審査により不適格とされ1946年11月に休職となる。京都師範学校に在職したのは、年齢で言えば、52歳から54歳までの1年10ヶ月であった（長岡1976参照）。

長岡が京都師範学校の校長職にあった時に、どのような学校運営をしていたのであろうか。長岡校長が起案した、校長令達と式辞や祭詞が発見された。「学校長令達」とは、現在の学校現場でいえば、校長による部下への職務命令と考えられる。本稿では、京都師範学校の長岡弥一郎校長が作成した令達及び式辞などを引用しながら、師範学校の運営や教育状況について考察する。

長岡は、福島師範学校長在職中の1943年に『伝統頌』を公刊している。その内容は、武士道論、言霊論、八紘一字、旅順戦蹟巡礼、青島印象記、戦時下青少年学徒の使命などである。長岡は文部省の教学官を勤めたこと、またこの本の内容からも、皇国主義教育の理論的指導者であったことがわかる（長岡1943）。

京都師範学校女子部卒業式の式辞において、長岡校長は卒業生達に、聖職である教職を預かるものとして、「大御宝ヲシテ真ノ大御宝タラシムル教育ノ職域ハ自ラ一点崇高ナル意義ノ存スルモノアルヲ自覚シ」（京都師範学校女子部卒業式における学校長式辞，昭20.3.17）と述べ、聖職に携わる誇りを持つように促す。また、女子部の生徒なので、「男子ノ忠信マタ正義ナル行為ノ後ロニハ常ニ優ニヤサシキ女子愛重ノ情ノ興リテカアルヲ認メザルベカラズ」（同上式辞，昭20.3.17）と述べ、女性は男性を後ろから支える役割を果たすことを強調する。さらに将来結婚することを推奨している。

戦況が悪化して空襲が激しくなり、死の危険と隣り合わせの動員学徒に付添う教官が持つべき心得を述べている。「出勤学徒ハ予想シ得ザル空襲ノ危険ニ曝サレツツ作業スル意味ニ於テ正ニ戦場ニアリト謂フベシ殊ニ遠ク本校ヲ離レアル者ニ対シテハ一層此ノ感ヲ深ウススクシテ付添教官ハ生徒ノ死命ヲ握ル重大ナル責任ヲ擔フ者トシテ深く敬意ヲ払ウ者ナリ故ニ教官ハ一言一行ト雖モ生徒ノ信賴ヲ失フガ如キコト無キヤフ否教官ノ下ニハ完爾トシテ死ニツクダケノ信賴感ヲ持チ居ルヤウ細心ノ配慮アリタシ（下線は筆者）」（学校長令達第9号，昭20.5.29：以下第○号と略す。）

本土決戦に近いとの予測の下で、師弟は生死を共にする覚悟と、指揮者は部下の生死を握る重大な責任があることを述べる。「来ル八日ノ大勅奉戴日ニ於テハ併セテ今般公布セラレタル戦時教育令ニ関スル講話ヲナシ学徒隊ハ師弟死生ヲ共ニスル護国挺身隊ニシテ各段階ニ於ケル指揮者ハ部下ノ生死ヲ握ル重大ナル実務ヲ有スルモノナルコトニ関シテ職員生徒ニ充分ノ自覚ヲ促サレタシ（下線は筆者）」（第10号，昭20.6.5）長岡校長は、同月その学徒隊の編成案の提出を命ずる。「男女両部及両附属ハ学徒隊ノ編成案ヲ六月十八日（月）正午迄ニ校長許迄提出セラレタシ」（第11号，昭20.6.15）

戦時中になぜ教師や子ども達が、表だって人前で戦争を恐れ戦争被害を悲しむことができなかったのかは、皇民化教育の徹底と共に、非常に不利な戦況下でも戦意高揚の環境を作れとの上からの指示があったからといえる。長岡校長も次の指示を出している。「学校ニオケル諸会合催シニ於イテ例エバ壮行式、離任式ナドニ於イテナス挨拶感想等ハスベテ積極、明朗、闊達ニシテ必ズ戦意高揚ニ資スルモノタルベク消極感傷ノ気分ニ流ルルガ如キコトナキヤウ師弟各々厳ニ戒メラレタシ」（第12号，昭20.6.21）。けれども、こうした学校長令達による指示が出ていることは、校内の教職員・生徒の間に戦意が低下している状況があったことを示唆しているとも言えよう。敗戦間際の8月6日にも次の令達を出す。「応召者ソノ他事故者相次イデ起コルトモ教育ハ愛ナリノ信条ニ立ツ余ハ残留ノ我等ノミヲ以テ相扶ケツツ教壇ヲ護持シ更ニ意気軒昂タルモノアラシコトヲ期ス此際特ニ各位一層ノ援助ヲ乞フ」

(第 17 号, 昭 20.8.6)

敗戦の一ヶ月前の 7 月 17 日に、長岡校長は教員に対して、戦争遂行を促す教育についての研究論文の提出を求めている。「現戦局ニ鑑ミテ戦後ノ学校教育並ニ家庭教育ニ対スル改善案ヲ問フ。提出期日昭和 20 年 11 月 15 日（下線は筆者）」(第 15 号, 昭 20.7.17) アメリカ軍の本土上陸が迫っている中で、戦争がすぐに終わることも日本が負けることも、令達が出された 7 月の時点では長岡校長には考えられなかったもので、研究論文の提出日が 4 ヶ月後の 11 月 15 日となっている⁶⁾。それゆえ上記令達中の「戦後」とは、戦争の前線ではなく国民が生活する「銃後」のことを意味するといえよう。

(2) 戦争の緊迫化への対応

東京大空襲が 1945 年 3 月 10 日にあり、名古屋空襲が 3 月 13 日、大阪空襲が 3 月 14 日、神戸空襲が 3 月 17 日と立て続けにあった。京都市内では、1945 年 1 月 16 日に小規模な東山空襲（東山区馬町）があり、大きな空襲はないが、いつ大規模に空襲されるかわからない緊迫した戦況となっていた。校長は次の令達を出す。「防空壕及ビ水槽ソノ他ノ防火施設ニツキテ層完備スルヤウ配慮アリタシ」(第 7 号, 昭 20.5.14) 令達から一ヶ月後の 6 月 26 日に、小規模な西陣空襲（上京区出水）があった。

常時日本のどこかを米軍が空襲している戦況下において、政府の方針に従って、5 月 3 日より一ヶ月に 1 日だけ「研究日」という名目で休業日を取るようになった。「来ル五月十三日ノ日曜日ハコレヲ研究日トシテ授業ヲ行ハズ政府ハ日曜日ニ於テモ執務スベキヲ本体トスル方針ナルニ鑑ミ爾今適当ニ研究日ヲ指定シテ当局ノ意向ニ副ハンコトヲ期シタシ」(第 5 号, 昭 20.5.3)

戦時下の兵員動員で食糧難となり、全国の学校の校地が畑に転用されていく。京都師範学校も例に漏れず、校長は校地の転用を指示している。「全国的ニ食糧事情逼迫シ居ル状態ニアルヲ以テ学校ニ於テハ生徒ヲシテ校地ソノ他ヲ転用シテ出来ルダケ多クノ作物ヲ収穫セシムルヤウ研究実施セラレタシ」(第 7 号, 昭 20.5.14)

そういう時期に、京都師範学校の動員生徒に初めての戦災死亡事件が生じた。名古屋の住友工場で働いていた動員生徒の 1 名が空襲のために亡くなり、校葬が昭和 20 年 5 月 24 日に催された。学校長は、弔辞で「将来永ク後学ノ模範タラシムベシ即チ本校奉齋室ニ合祀シ本校生徒トシテノ最高ノ名誉ヲ捧ゲ永クニ君ガ英霊ヲ祭ラントス…大東亜戦争 愈々熾烈ヲ加フ 希 クハ君ガ盡 忠 報国ノ至誠魂魄トナリテ皇国護持ノ 魁 タランコトヲ」(故西村修三生徒校葬の校長弔辞, 昭 20.5.24) と述べる。しかしながら、合祀の場所として奉齋室は、GHQ の指令で敗戦の翌年の昭和 21 年に撤去されてしまう。

名古屋空襲での戦死に続いて、7 月 29 日に舞鶴空襲で京都師範学校の動員学徒が戦災にあう。舞鶴の海軍工廠に動員されていた学徒動員生徒の内、米軍機の空襲により多くの生徒が被災し、その内 9 名が戦死する。その氏名は、起須秀夫、植田育宏、平岡宏司、久保文雄、佐藤丈太郎、加藤義澄、中村裕、水島修、木村勝一であり、いずれも本科 1 年生男子で 16 歳の若者であった。8 月 8 日に戦死者の密葬式が催され、学徒代表の弔辞に以下の一節がある。「後軍ノ我等君ノ憤激ヲ心トシ必ス復讐ノ挙ヲ全ウスベシコレ戦友ニ捧グル最高ノ弔辞タルベキヲ確信スレバナリ希クハ在天ノ魂完爾トシテ我等ノ微忱ヲ亨ケヨ」(昭和 20 年 8 月 8 日舞鶴海軍工廠に於ける戦死者密葬式場に於ける学徒代表弔辞, 昭 20.8.8)

(3) 敗戦とその後の状況対応への指示

1945 年 8 月 15 日の天皇による終戦の「大勅」の翌日に出された長岡校長による令達には、日本国民

は天皇の臣下であるとの認識に立って、天皇の聖断に従う旨を記している。「今般畏クモ共同宣言受諾ノ大勅渙発アラセラルル聖慮深遠御仁慈マタ広大無辺感激措ク能ハザルトコロナリ我等此ノ秋ニ方リ沈思黙考更ニ敬虔ナル態度ヲ以テ一途聖旨奉戴ニ進マザルベカラズ思ウニ今後ノ教育ハ種々ノ観点ヨリ考フルニ一層ノ困難ヲ加フルモノアラシ各位一層ノ自重ト努力トヲ切望スル（下線は筆者）」（第 18 号，昭 20.8.16）。それまで準備を進めてきた本土決戦の構えをやめて、敗戦を受け入れる大転換にもかかわらず、大勅に示された国民を責めない天皇の言葉に長岡校長は感激・感謝している。ただし令達の中では、日本の敗戦によりこれから大きな教育問題が起こることを予想している。

それから約 10 日後の下記の令達には、師範学校の生徒に対し国漢文の授業で、天皇による大勅と勅諭の解釈を勉強するように指示している。附属学校の児童に対しても同様の学習をするよう促している。「八月十四日渙発ノ大勅及八月廿五日陸海軍人ニ賜リタル勅諭ノ謹解ヲ国漢文擔任ノ教官ヲシテ全生徒ニ正課ノ時間ニ於テ懇切丁寧ニ実施セシメラレヤウ指示アリタシ 畏キ極ミナガラコレコソ有リ難キ生キタ御教材タルコトニ思イヲ致サレタシ、ナオ附属ニ於テモ方法ト形式トヲ勘考ノ上実施セラレタシ（下線は筆者）」（第 19 号，昭 20.8.27）。敗戦という国の方針の大転換を、大勅と勅諭の両文書を生徒に読ませることにより納得・理解させようとしたといえよう。

8 月 15 日に敗戦が国民に告げられて、戦時体制の解除が進められる。8 月 27 日に、「爾今男子部生徒ノ常時脚絆着用ノ解除ニツキテ研究セラレタシ。爾今毎日曜日ハ研究日トシテ職員生徒ノ自由研究ニ充ツルコトニツキ両部長ニ於テ研究セラレタシ」（第 19 号，昭 20.8.27）と、学校長令達を出し、①脚絆（ゲートル）着用解除、②毎日曜日を休業日に戻すこと、を指示する。

さらに、8 月末となると軍隊から復員してきた生徒が、続々と学校に復学した。男子部は 1943 年度から 1945 年度までは、戦時による修業年限臨時短縮措置のため 6 ヶ月短縮であったから、9 月に卒業式があった（柳井 1999, 167 頁）。そのため、1945 年 9 月 22 日の卒業式前に復員生徒の歓迎式を開催するようにと、長岡校長は次の指示を出す。「陸海軍ノ復員ニヨリテ帰校シタル生徒ノタメニサキノ壮行式ニ対応スル歓迎式ト言フガ如キモノヲ九月廿二日以前ニ挙ゲタシ研究セラレタシ」（第 19 号，昭 20.8.27）

敗戦後すぐには、教育勅語を基本とする皇国主義の教育を大きく転換しようとする政府及び文部省の姿勢は見られず、師範学校においても変更はなかった⁷⁾。長岡校長令達では次のように記される。「今後連合国ハ我ガ国教育行政ニ対シ如何ナル要求ヲナスカハ不明ナルモ我等ハ従前通教育ニ関スル勅語ヲ始メトシ一途聖旨ヲ奉戴シテ教育ノ業務ニ奉行セムトス（下線は筆者）」（第 20 号，昭 20.9.3）

7 月 29 日に被災した舞鶴海軍工廠に於ける戦死者の慰霊祭が、1945 年 9 月 8 日に催される。その祭詞において、「過クル四年有余ノ間毎月八日ヲ以テ大詔奉戴日トナシ一億盡忠ノ誠ヲ誓ヒ奉リタリ然ルニ後ニ残リシ我等ノ努力足ラズ遂ニ聖旨ニ応ヘ奉ルノ実ヲ挙グル能ハズ以テ今日ノ事ニ至ル（下線は筆者）」（舞鶴海軍工廠に於ける戦死者慰霊祭における学校長祭詞，昭 20.9.8）と長岡校長は述べる。

長岡校長は占領政策の始まった 9 月下旬においても、今迄の軍国的な教育を継続する姿勢を見せている。「軍事教官廃止セラレタル今日ト雖モ今迄ニ於テ与エラレタル驥例ヘバ敬礼ソノ他入室退室ノ際ニ於ケル言動ノ如キハソノママ続行スベクスベテ軍事教練ニ於テ教授セラレタル作法ハ特別ノ注意無キ限り従来通ソノママ励行スルモノナルコトヲ此ノ際教職員及生徒ニ明確ニ達シ置カレタシ而シテ体練科教官ハ特ニ此ノ件ニ就キテ配慮アルベク生徒ノ言動ニ於テ不規律ニ流レザルヤウ一層注意シアリタシ」（第 22 号，昭 20.9.27）軍事教練で教えられた作法を堅持し、学内の軍事的色彩の規律を保とうとしている。上の令達にあるように、特に体育系の教員にそのことを指示している。

(4) GHQ による教育転換への戸惑いと追従

敗戦後に初めて行われた 1945 年 9 月 22 日の京都師範学校の修了式において、長岡校長は教育勅語から長文を式辞に引用している。しかし、下の引用部分に示すように、国民に徴兵を義務づけた「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」の箇所を長岡校長は意図的に省き、教育勅語の愛国主義な部分に触れていないのは、敗戦の影響が現れたものといえよう。

…人或ハ問ウテ曰ク今後ニ於ケル教育ノ方針目標果シテ如何ト惑フ勿レ我ガ国教育ノ大本ハ既ニ教育ニ関スル勅語ニ昭示アラセ給フ即チ父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ奉ルコト即チ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼シ奉ル所以ナリ若シソレ生キトシ生ケル者洋ノ東西ヲ問ハズ如^{じょうじょう}上^{はた}諄々トシテ教示アラセ給フ諸徳目ヲ完全ニ体得シ奉ランカ全世界ヨリ人類ノ闘争ハ駆逐セラレ世界ノ平和ト万邦共栄ノ樂トハ自ラ到来セム（京都師範学校、京都青年師範学校、傷痍軍人国民学校訓導京都養成所の修了式における学校長式辞、昭 20.9.22）（教育勅語からの引用をイタリックで示す。）

9 月 16 日に GHQ が横浜から東京に移転し、日本の占領政策が本格化する。陸海軍はすぐに解散させられたが、学校教育は GHQ により大きく転換することが命じられる。その最初の一つが、GHQ から 1945 年に出された、戦前の教育を否定する 4 つの基本指令である。① 10 月 22 日の軍国主義的及び超国家主義的教育の禁止を指令。② 10 月 30 日に教育関係の軍国主義者及び超国家主義者の追放を指令。③ 12 月 15 日に学校教育から神道主義の排除を指令。④ 12 月 31 日に修身、日本歴史及び地理の授業停止の指令、などである。

京都師範学校においては、占領から 2ヶ月余りが経って、それまでの「学校長令達」の名称が、第 24 号（昭 20.10.26）から「学校長通達」へと変更されている。これにより、学校長による教職員に対する命令の度合いが弱められたといえよう。GHQ の占領政策では、日本の社会理念としてあった超国家主義と軍国主義が否定され、平和主義や民主主義を新たな社会理念とすることが求められた。学校長通達に以下の一節がある。「平和愛好、道義国家建設ノ気運ヲ充滿スルヤウ一新セラレタシ、学校及び学寮ヲシテ我等ノ学校、我等ノ学寮ナリト云ウ愛護ノ精神トコレニ伴ウ責任觀念トヲ一層自覚反省セシムルコトハ此ノ際特ニ大切ナルコトナリ、此ノ精神ト自覚トヲ長養シテ教授訓育ノ根本トナス事ニ留意サレタシ、…此ノ際生徒ノ責任アル自治的精神ニ信倚シテ思ヒ切リタル転換ヲナスノ要無キカ（下線は筆者）」（第 24 号、昭 20.10.26）ここでは、平和愛好の精神への言及や、生徒達の自治的精神を育てようというアメリカの民主主義的教育方法が一部採用されている。しかし、他の学校長通達の内容を見ても、天皇中心主義は消えていない。

11 月 29 日に、京都師範学校及び京都青年師範学校出身の戦死者 70 名の「英霊」の遷座祭を開いている。祭詞の中で、長岡校長は次の様に述べる。「…勝利ノ日ノ必ズ来ルベキヲ確信シ其ノ秋ニ於テ盛典ヲ挙ゲ仰^{ぎょうぼう}望ノ微忱ヲ捧ゲンコトヲ期シ我等亦奉公ノ一端ヲ竭クシタルモ力及バズ今日敗戦ノ悲境ニ逢シ哀愁慚愧ノ衷情ヲ秘メテ此ノ祭典ヲ挙ゲ奉ル今日ココニ遷座シ奉ル英霊ハ皇国ノ隆昌即チ世界平和と人類幸福ノ顕現ナルコトヲ確信シ赫々タル武勲ヲ建テ完爾トシテ悠久ノ大義ニ殉ジ給フ（下線は筆者）」（英霊遷座祭における学校長祭詞、昭 20.11.29）母国日本の勝利を信じて死んだ若者達に対

して、長岡校長は勝利できなかったことを詫びた上、彼らの殉死が「世界平和人類幸福」のためであったと述べる。もちろん、彼らが死んだ理由は日本の戦争勝利のためであった。

敗戦の年が終わり、昭和 21 年になった。下に示した新年の年賀式の式辞で長岡校長は昨年以前のことを「暗黒ナル想イ出」と形容している。長岡校長による社会状況把握の変化が見られる。ただし、「暗黒ナル想イ出」が何を具体的に指しているかは式辞の字句からだけではわからない。

謹ミテ新年ヲ賀シ奉ル

昭和廿一年一月一日

平和日本道義日本ヲ建設スベク我等ハ過去ノスベテノ暗黒ナル想イ出ヲ捨テ去リ明朗ナル希望ヲ掲ゲテ勇敢ナル第一歩ヲ本日ココニ踏み出スモノデアリマス

謹ミテ聖寿ノ万歳ヲコトホギ奉ル（年賀式における学校長式辞，昭 21.1.1）

（注：下線は筆者。「聖寿」とは天子の年齢を示す。）

1946 年 1 月 1 日の年頭の詔勅で天皇の神格化否定（人間宣言）があり、学校においても神道関連の施設や神道的な儀式が排除されていく。学校長通達では、京都師範学校の男子部と女子部の両部長から生徒達に対して、「奉齋室マタ神殿ノ撤去御真影ノ奉還等ニツキテ説明セラレタシ奉安殿ヨリ神道的象徴ヲ除去スベシト言フ指令ニ基キ如何ニスベキカ至急研究セラレタシ」（第 26 号，昭 21.1.8）このように神道主義により皇国の臣民を育てる従来の教育方法が GHQ により否定された。さらに、皇国主義教育の中心的役割を担った教科の停止を命じられ、学校長通達では「修身国史地理科授業停止ニ関シテ屢次通牒セラレタル事項ヲ此ノ際念ノ為メ篤ト検察シ万遺憾無キヲ期セラレタシ」（第 28 号，昭 21.4.13）との指示を出す。

戦後の日本は、軍隊解散に始まる連合軍の占領政策に対して非常に協力的であったといわれる。そのため占領軍の規模は当初予定していたよりも縮小された。占領政策に協力的であったのは、軍国主義国家日本に、勝敗において潔さを重んじる武士道的な社会意識が人々に残存していたから、と言えよう。長岡には、武士道に関する記述がある（長岡 1943）。下記の学校長通達でも、暗殺などは卑怯であり、負けた者の潔さを説く。「此ノ度紙上発表サレタマッカーサー元帥暗殺ニ関スル記事ハマコトニ遺憾ナコトデアリマス敗レタモノノトルベキ態度ハオノヅカラ明ラカナモノガアル筈デアリマス此ノ際生徒ニ対シテ此ノ点老婆心トハ思ヒマスケレド充分ニ注意セラレ正々堂々ト日本再興ノ道ニ努力致スヤウ指導セラルルコトヲ希望シマス」（第 30 号，昭 21.5.2）

戦前の教育を否定する GHQ 指令に長岡校長がすぐに追従するのは、戦前の教育界に最高権力者への追従姿勢があり、戦後それが GHQ への追従に転じたものと言えよう。師範学校の従来の運営方法、及び師範教育の方法にあった「上意下達の文化」の現れである。現存する長岡による学校長通達の最終号では、上記のようにマッカーサーに従う旨を述べる。

しかしながら、翌年の 1946 年に GHQ が行った教員に対する適格審査で、長岡弥一郎は不適格とされる。長岡自身の 1976 年の記述によれば、彼の審査が文部省の中央教職員適格審査会に付議され、①文部省督学官及び教学官として在任中、極端なる国家主義的思想及び極端なる軍国主義的思想を持って、学校教育の指導に当たったこと、②キリスト教主義に基づく学校に対して行き過ぎた行為があったことなどにより不適格と判定された、とのことである（長岡 1976，414 頁）。GHQ による適格審査では、自由主義思想の弾圧、影響力のある超国家主義的著作や言動には厳しかったとされる。GHQ に

よる教職追放では、学校教育の末端の教師ではなく、指導者や視学がターゲットであった（山本礼子 2007）。

適格審査の判定により、長岡は 1946 年 11 月に校長職を休職となり、郷里山形に帰り、1947 年 7 月に免職となった。こうして元京都師範学校校長が戦前の言動を理由に、戦後の民主社会を作る教員を養成する仕事から退けられた。

長岡は 1947 年の自分の姿を、「郷里に帰った私は木から落ちたサル同然」と揶揄している。山形に帰った当初は再就職先を探すのに困った時期もあった。彼の著作の後付によれば、退職後、しばらくして山形地方裁判所調停委員・司法委員になった（長岡 1976、著者経歴欄を参照）。長岡は 1959 年に、公立の米沢女子短期大学（1952 年創立）の 2 代目学長に就任し、9 年間（1959.2 ～ 1968.12）に渡って学長を務めた。その間、国の国語審議会委員となり、第 8 期から第 11 期まで（1966.6 ～ 1974.11）委員に任じられた。このことから、長岡は戦後の占領期に GHQ により教員として不適格とされたが、朝鮮戦争が始まって日本社会は保守化に向かい、1959 年からは米沢女子短期大学学長となって要職を歴任し、教職に復帰している。

4. まとめ

中国との戦争が行われた 1930 年代には日本国内で全体主義的政治風土が広がり、個人主義的な教育はだんだんと許されなくなった。皇国主義的な思想統制により、教育思想の自由な表明は難しくなる。太平洋戦争の戦局が不利となって本土決戦が迫る中で、軍隊式方法を援用して学校が運営され、無批判的な愛国主義的教育がさらに押し進められた。

皇国主義教育の強化のため、1943 年に師範教育令が改正される。戦前の教育行政や学校運営においては、天皇からのお言葉をいただくという形式で、聖旨により教育内容が決まっていく。天皇のお言葉として勅語、勅書、勅令などが、長岡校長による令達や式辞などの文面において、しばしば言及され最重視されていた。師範学校現場では、天皇の聖旨を受けて運営される形となるので、上層（上部教育行政機関、学校内では校長）への批判が許されないことになる。

文部省からの学校防空指針によれば、もしも被災した場合は、①御真影、勅語謄本、勅書謄本の安否、②死傷者、③建物の被害の程度、という順で報告事項が記載されている（「学校防空指針」1943 年 9 月 17 日）。天皇の写真（御真影）の被害を最も重視し、教職員生徒の被災は二番目になっており、現在の人命優先の学校運営とは大きく異なっていることがわかる。

1945 年は、日本史上初めて外国との戦争に敗れて占領が始まった大荒れの年であった。この年に京都師範学校に着任した長岡校長は、男子部と女子部の両部長や所属教職員等に対して、学校長令達（後に学校長通達）を何通も出している。学校運営において、学校長令達で指示がなされており、行政的な縦の命令系統による経営方法といえよう。ただし両部長に対しては、「研究セラレタシ」と柔らかい表現が多く用いられている。

1945 年は本土決戦に直面する緊迫した 1 年であり、戦局が厳しくなり学校関係者の間にも多くの犠牲者が生じてくる。学校関係の戦没者を「英霊」と位置づけて、動員学徒の学校葬の弔辞と慰霊祭の祭詞、戦死者遷座祭の祭詞が読まれている。長岡校長は、生徒の学校葬弔辞において、動員学徒の死を深く悼^{いた}んでいる。

戦中に日本人がなぜ戦争に反対できなかったのか、さらに戦後どうして戦争を反省できなかったのだろうか。敗戦直後に長岡校長が抱いたのは、臣民である「我等ノ努力足ラズ遂ニ聖旨ニ応ヘ奉ルノ実ヲ挙グル能ハズ」（学校長祭詞，昭 20.9.8）ために戦争に負けたという反省であり，多くの日本人もそのように思っていた。1945 年時点では，日本がアジア・太平洋で侵略戦争をしてきた事実そのものの認識はまだ共有されていない。

国を挙げての戦争に負けて，京都師範学校でも敗戦に至る経緯を生徒に説明する必要があった。敗戦時は天皇による終戦の詔勅，そして軍人勅諭が説明資料に用いられた。しかし，皇国主義教育を率先・推進してきた長岡校長としては，学校教育から神道主義を排除することについては，自分の思想基盤を覆すことになるので説明ができない。GHQ による奉齋室の撤去，御真影の奉還については，男子部と女子部の両部長に対し「生徒一同ニ…説明セラレタシ」との通達を出しているが，長岡自身による説明の言葉は残していない。

皇国主義教育の修辞学の具体例は，長岡校長による学校長通達や式辞などに現れていた。敗戦後は学校長令達や式辞などで好戦的な用語は自粛されるが，皇国主義的用語は使用されており，皇国教育の内容はほとんど変わらない。1945 年に GHQ は教育の基本指令により，戦前の極端な国家主義と軍国主義に導いたものを排除しようとする。それを受けて 1946 年には学校から，神道的象徴や施設，国家主義的な教科，戦前に皇国主義的教育を広めた教育指導者などすべてが排除されていく。

このように，敗戦後は GHQ により，日本の師範教育は大転換を命ぜられるが，師範教育の当事者達には自分達が行った教育を批判的に反省する姿勢は 1946 年初めではまだ現れていない⁸⁾。超国家主義と軍国主義の教育を推し進めた師範学校が戦後十分に自己批判できなかったことは，現在の教員養成大学の反面教師となる。2006 年に成立した新教育基本法では，教育の目的として「平和で民主的な国家及び社会の形成者」を育てることを挙げており，平和の重要視は旧教育基本法と変わらず，さらに民主的な社会参加を求めている。

本稿による考察から，教育学部で行う平和教育で必要とされるのは，①戦争遂行に協力した戦前の師範教育の内容と方法を反省し，平和のための教育内容を編成するとともに，批判的思考力を育てる教育方法を重視すること。②戦前・戦後ともに主体的に改革できない師範学校の姿勢に限界があり，現在の教員養成大学で主体的で自律的な大学運営が必要なこと，を示唆している。

謝辞

本稿の作成は，資料を現在まで保存し続けた本学の事務職員の配慮に負うものである。そのお陰で京都師範学校の学校運営の最重要時期に当たる 1945 年における様子を，充分とは言えないが再現することができた。資料を保存していただいた今迄の事務局員の配慮に対して，心からの感謝の意を記したい⁹⁾。また，本学の伊藤悦子教授からは，本論文の原稿について貴重なご指摘をいただいた。

注

1) 第 1 発見者の教務課職員のお話によると，本稿で考察対象とした史料は，2009 年 9 月に古い学籍簿

などを保存していた京都教育大学の金庫から見つかる。きっかけは、書類置き場の学内移転の際に行った、古い金庫を買い替えるための中身の整理作業であった。その時に、学籍関係以外の保存書類として、1945 年前後のものがいくつかあったので、その中身を確認したのが発見に至る経緯である。

- 2) 京都師範学校女子部の戦争中・戦後の具体的資料は焼却されて入手できなかった、とある（新福 2000, 702 頁）。
- 3) 1946 年 2 月 1 日、勤労学徒援護会から被災生徒に扶助金の支給があった（柳井 1999）。
- 4) 当時の師範学校では、高等小学校から来る本科第 1 部は 4 年制であり、15 歳で入学し 19 歳で卒業した。中学校から来る本科 2 部は 2 年制であり、17 歳で入学し 19 歳で卒業した（陣内 2007, 126 頁）。
- 5) 学生思想問題を主として取り扱っていた文部省の思想局が、1937 年に教学局となって新しい体制を取った。これは皇国の大道による教学の本旨を明らかにするという目標で、学問思想の分野において活動することを任務とした（『学制 100 年史』, 555 頁）。
- 6) 敗戦翌日の 1945 年 8 月 16 日に出された長岡の学校長令達では、銃後の教育改善についての研究論文を提出せよとの 7 月 17 日付けの令達による指示は、取り消された（第 18 号, 昭 20.8.16）。
- 7) 群馬師範学校においても、1945 年 9 月 18 日における教育学の授業を聞いて、戦前の国体護持の教育を行うことと、講義ノートに記している（柳井 1999, 167 頁）。
- 8) 長岡は、陸軍士官学校予科での教え子の元陸軍大佐辻政信の戦時中の活躍を紹介する本を 1976 年に著しており、そこでは戦前の自分の皇国思想を反省する言説は見られない。その意味では彼は戦前・戦後において思想的にぶれていないといえよう（長岡 1976）。
- 9) 2009 年に見つかった保存資料には用紙の劣化が見られ、今後は pdf 化して保存する予定である。今後の研究に資するため将来的には HP での公開を考えたい。

参考文献

- 逸見勝亮 1991 『師範学校制度史研究－15 年戦争下の教師教育』 北海道大学図書刊行会
- 京都教育大学 2001 『京都教育大学 120 年史』
- 九津間保治 1996 『語り伝える京都の戦争 2 京都空襲』 かもがわ出版
- 陣内靖彦 2005 『東京師範学校生活史研究』 東京学芸大学出版会
- 陣内靖彦 2007 「教員養成のこれまで／これから」, 油布佐和子編著『転換期の教師』東京学芸大学出版会
- 新福祐子 2000 『女子師範学校の全容』 家政教育社
- 長岡弥一郎 1943 『伝統^{でんとうしやう}頌』 健文社
- 長岡弥一郎 1976 『軍人辻政信』 不二印刷
- 布川康子 2000 『あの戦争を伝えたい』 かもがわブックレット 134
- 丸山真男 1946 「超国家主義の論理と心理」『世界』5 月号（大内裕和編著『リーディングス日本の教育と社会 5 愛国心と教育』日本図書センターに所収）
- 三國谷三四郎 1937 「時局と教育者」『研究紀要』第 2 輯
- 文部省編 1972 『学制 100 年史』 帝国地方行政学会
- 柳井久雄 1999 『師範学校－太平洋戦時下の教育』 上毛新聞社

山本礼子 2007 『米国対日占領下における「教職追放」と教職適格審査』 学術出版会

付属資料：京都教育大学事務局で 2009 年に見つかった資料

(1) 庶務課文書の内容一覧

○学校長令達 〈第 3 号 (昭 20.4.9) ～第 30 号 (昭 21.5.2)〉,

第 3 号 (昭 20.4.9), 第 4 号 (昭 20.4.29), 第 5 号 (昭 20.5.3), 第 6 号 (昭 20.5.6), 第 7 号 (昭 20.5.14), 第 8 号 (昭 20.5.25), 第 9 号 (昭 20.5.29), 第 10 号 (昭 20.6.5), 第 11 号 (昭 20.6.15), 第 12 号 (昭 20.6.21), 第 13 号 (昭 20.7.3), 第 14 号 (昭 20.7.16), 第 15 号 (昭 20.7.17), 第 16 号 (昭 20.8.1), 第 17 号 (昭 20.8.6), 第 18 号 (昭 20.8.16), 第 19 号 (昭 20.8.27), 第 20 号 (昭 20.9.3), 第 21 号 (昭 20.9.21), 第 22 号 (昭 20.9.27), 第 23 号 (昭 20.10.5), [次号以降は「学校長通達」に名称が変更された。] 第 24 号 (昭 20.10.26), 欠番第 25 号, 第 26 号 (昭 21.1.8), 第 27 号 (昭 21.2.15), 第 28 号 (昭 21.4.13), 第 29 号 (昭 21.4.15), 第 30 号 (昭 21.5.2),

○学校長式辞など

女子部第 2 回卒業式の式辞 (昭 20.3.17)

傷痍軍人国民学校訓導京都養成所第 6 回開所記念式の式辞 (昭 20.3.17)

学徒隊結成式の式辞 (昭 20.5.9)

故西村修三生徒校葬弔辞 (昭 20.5.24) (故西村修三略歴, 式次第の資料あり)

舞鶴海軍工廠に於ける戦死者慰霊祭の祭祀 (昭 20.9.8)

京都師範学校, 京都青年師範学校, 傷痍軍人国民学校訓導京都養成所の修了式の式辞 (昭 20.9.22)

出身者戦死者の遷座祭の祭詞 (昭 20.11.29)

新年の式辞 (昭 21.1.1)

昭和 20 年 8 月 8 日舞鶴海軍工廠に於ける戦死者密葬式場に於ける学徒代表弔辞 (昭 20.8.8)

○京都教育大学の教育方針 その英文訳 (1946.3)

○依頼文書

国民学校長宛 (昭 20.2.3, 昭 20.7.10, 昭 21.2.18), 学校長宛 (昭 20.8.10, 昭 20.10.14), 知事宛 (昭 20.8.3, 昭 20.9.11, 昭 21.3.14), 父兄宛 (昭 21.7.5), 不明宛 (昭 21.4.15)。

○証明書など

学徒隊 (防衛隊) 入隊証明書, 生徒証明書 (旅行用), 賜暇願

教職員適格審査の調査票 (軍隊や大政翼賛会との関わりを日英文で提出)

○式次第

卒業式 (昭 20.9.22)

○行事予定表

(昭 20.4), (昭 20.6), (昭 20.8), (昭 20.11)

(2) 重要通牒写綴の内容一覧 (一部省略)

◎重要通牒写綴 (年月順)

肥料増産学徒動員ニ関スル件

学徒動員ニ関シ照会ノ件	昭和 18 年 8 月 18 日
学徒動員ニ対スル需用者側指導要領	
防空総合訓練実施ニ関スル件	昭和 18 年 9 月 9 日
防空総合訓練実施要項	
「学校防空指針」制定ニ関スル件	昭和 18 年 9 月 17 日
学校防空指針	
学徒体育訓練実施ニ関スル件	昭和 18 年 9 月 23 日
第 2 次食糧増産対策並今秋農繁期ニ於ケル学徒勤労働員ニ関スル件	昭和 18 年 9 月 25 日
師範学校（本科）訓育状況調査	昭和 18 年 10 月 14 日
師範学校（本科）訓育状況調査報告（其ノ一～其ノ四）	
学校報国隊防空補助員動員ニ関スル件	昭和 18 年 10 月 18 日
学校報国隊防空補助員動員ニ関スル件	昭和 18 年 10 月 15 日
学校報国隊防空補助員動員実施要領	
土地改良完遂学徒動員ニ関スル件	昭和 18 年 11 月 18 日
土地改良完遂学徒動員要綱	
学徒冬季心身鍛練ニ関スル件	昭和 18 年 12 月 7 日
学徒冬季心身鍛練実施要項	
昭和十九年度国民学校職員臨時講習会ニ関スル件	昭和 19 年 4 月 22 日
昭和十八年度ヨリ四カ年継続ノモトシテ	
昭和十九年度国民学校職員講習会実施要綱	
火気取締ニ関スル規定	
工場事業場等学徒勤労働員学校側措置要綱	
工場事業場等学徒勤労働員受入側措置要綱	
勤労学徒ノ賞与支給ニ関スル件	
学童疎開関係事務提要（抜粋）	昭和 19 年 7 月 20 日
学徒勤労令	昭和 19 年 8 月 22 日
中等学校入学者選抜ニ関スル件	昭和 19 年 11 月 15 日